

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和6年7月8日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年7月8日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和6年3月8日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ミウヰ橋本
所 在 地 緑区橋本三丁目9番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 住友商事株式会社
代 表 者 代表取締役 兵頭 誠之
住 所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 ほか16者

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
神奈川中央交通株式会社 代表取締役 堀 康紀 神奈川県平塚市八重咲町6番18号 ほか16者	神奈川中央交通株式会社 代表取締役 今井 雅之 神奈川県平塚市八重咲町6番18号 ほか16者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ロピア 代表取締役 高木 勇輔 川崎市幸区南幸町二丁目 9 番地 ほか 5 4 者	株式会社ロピア 代表取締役 高木 勇輔 川崎市幸区南幸町二丁目 9 番地 ほか 4 8 者

4 変更の年月日

(1) 令和 5 年 4 月 1 日 ほか

(2) 令和 5 年 3 月 1 日 ほか

5 届出年月日

令和 6 年 2 月 2 6 日

6 縦覧期間

令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 7 月 8 日まで

7 縦覧場所及び意見の提出先

中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局産業・雇用対策課